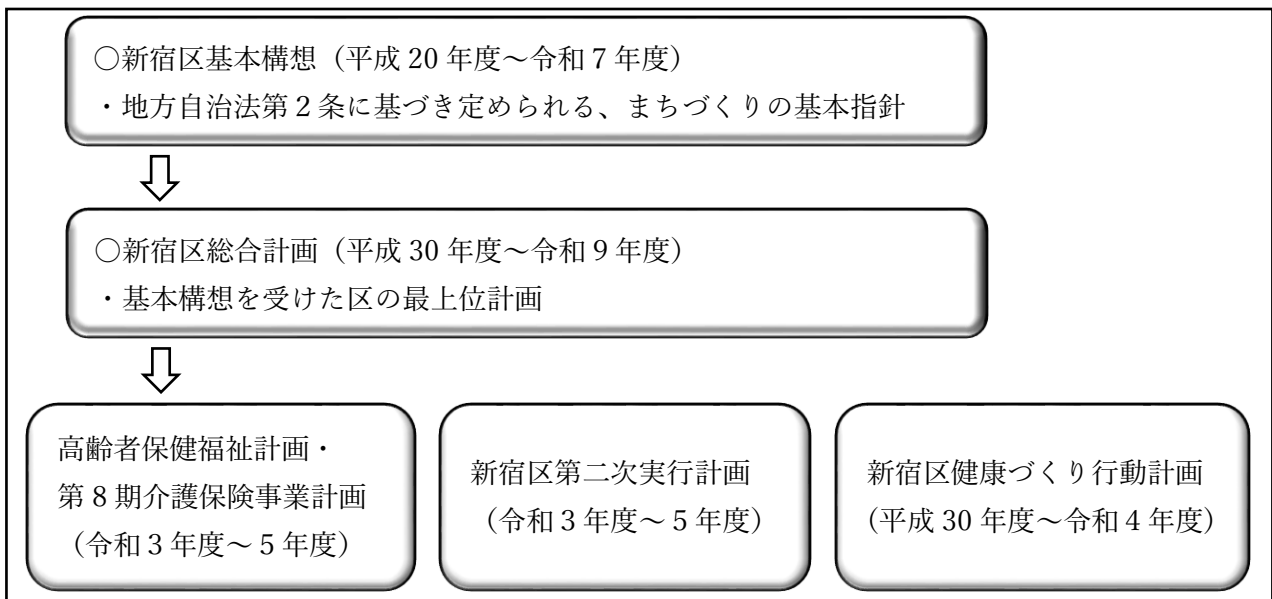


## 新宿区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の方向性について（案）

### 1. 計画の位置付け

- 本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定される高齢者保健福祉計画と、介護保険法第 117 条に規定される介護保険事業計画を一体的に策定するものである。
- 本計画は、「新宿区基本構想」及び「新宿区総合計画」に掲げる目的を実現するための個別計画の一つとして策定するとともに、行財政計画である「新宿区実行計画」や「新宿区健康づくり行動計画」等の個別計画との十分な連携の下に推進するものである。

#### 【概念図】



### 2. 計画期間

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とする。

### 3. 計画の策定目的

- 新宿区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画は、区の高齢者保健福祉施策及び介護保険サービス体制整備における基本的な考え方や目標を定め、その実現に向けた施策を体系的に整理するとともに、取組の方向性を明らかにすることを目的とする。
- 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えるとともに、2040 年を展望し、だれもがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、計画の連続性を担保しつつ、地域包括ケアシステムを推進する。

### 4. 基本理念

「だれもが人として尊重され、ともに支え合う地域社会をめざす」

## 5. めざす将来像

○ 新宿区総合計画に掲げているめざすまちの姿を、高齢者保健福祉計画においても同様にめざす将来像として位置付ける。

| 現計画                    | 次期計画                   |
|------------------------|------------------------|
| だれもが互いを尊重し支え合うまち       | 心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち  |
| 心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち  | だれもが互いを尊重し支え合うまち       |
| 支援が必要になっても生涯安心してくらせるまち | 支援が必要になっても生涯安心してくらせるまち |

### 【変更点】

新宿区総合計画におけるめざすまちの姿の記載の順番に合わせて、新宿区高齢者保健福祉計画のめざす将来像の記載の順番を改める。

## 6. 基本目標

| 現計画  | 次期計画   |
|--|--|
| 【基本目標 1】<br>支え合いの地域づくりをすすめます                   | 【基本目標 1】<br>健康づくり・介護予防をすすめます                     |
| 【基本目標 2】<br>社会参加といきがいづくりを支援します                 | 【基本目標 2】<br>社会参加といきがいづくりを支援します                   |
| 【基本目標 3】<br>健康づくり・介護予防をすすめます                   | 【基本目標 3】<br>支え合いの地域づくりをすすめます                     |
| 【基本目標 4】<br>最期まで地域の中で自分らしくくらせるよう在宅療養支援体制を推進します | 【基本目標 4】<br>最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します |
|  | 【基本目標 5】<br>安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます            |

### 【変更点】

#### (1) 記載の順番について

めざす将来像の記載の順番の変更に伴い、基本目標の記載の順番を改める。

また、現計画の基本目標 2 と 3 については、重点施策が 3 に含まれていることから、記載の順番を改める。

(基本目標 1 → 基本目標 3 へ / 基本目標 3 → 基本目標 1 へ)

#### (2) 現計画の【基本目標 4】について

在宅療養支援体制のみではなく、認知症施策や介護保険の基盤整備等も総合的に推進し、区民の相談・支援体制を充実させる必要があるため目標名を変更する。

また、次期計画から「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含することや、災害対応・バリアフリー等、安全・安心を守るための取組が引き続き重要であることから、新たに基本目標5を掲げる。

## 7. 重点施策

| 現計画                                  | 次期計画                               |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 【重点施策Ⅰ】<br>「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり | 【重点施策Ⅰ】<br>健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸 |
| 【重点施策Ⅱ】<br>健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸   | 【重点施策Ⅱ】<br>地域で支え合うしくみづくりの推進        |
| 【重点施策Ⅲ】<br>認知症高齢者の支援体制の充実            | 【重点施策Ⅲ】<br>認知症高齢者の支援体制の充実          |

### 【変更点】

#### (1) 記載の順番について

基本目標の記載の順番の変更に伴い、重点施策の記載の順番を改める。

(重点施策Ⅰ→重点施策Ⅱへ／重点施策Ⅱ→重点施策Ⅰへ)

#### (2) 現計画の【重点施策Ⅰ】について

高齢者は「支えられる」だけでなく、自らも「支え合い」の担い手であることから、重点施策Ⅱを「地域で支え合うしくみづくりの推進」とした。

## 8. 高齢者保健福祉施策体系（案）

資料9のとおり